令和６年度「非正規労働者処遇改善事業」

業務委託企画コンペ実施要領

１　委託事業名

非正規労働者処遇改善事業

２　事業目的及び概要

労働力調査（2023年平均）によると、本県の非正規の職員・従業員の割合は40.2％となっており、全国平均37.0％と比べ3.2ポイント高い状況にある。

非正規の職員・従業員については、家庭の事情等により自らの意思で非正規雇用を選択する労働者もおり、正社員転換を促進しても、非正規労働者は常に一定程度存在することから、非正規労働者が働きやすい職場環境を整え、働き続けられる環境整備を図ることが非常に重要である。

本事業は、非正規労働者を雇用している県内中小企業のそれぞれの実態に即した労働環境の整備を支援し、非正規労働者等従業員が働きやすい職場への改善を図ることを目的に実施する。

３　契約期間

契約締結の日から令和７年３月19日

４　予算額

　　委託料　９,２２４千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

　※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

５　委託業務及び企画提案の内容

令和６年度「非正規労働者処遇改善事業」業務委託企画提案仕様書のとおり

６　参加資格

　次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

 (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち１者以上がこの要件を満たすこと。

 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しな い者。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項

　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

　一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

　二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）　　第三十二条第一項各号に掲げる者

(3) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(5) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てが以下のいずれにも該当する者でないこと。

　ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

　イ　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

　ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

　オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を１者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

　 また、管理法人は、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び管理能力を有することを要件とする。

(7) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申込みを行う場合は、他のコンソーシアムの構成員及び単体企業等として重複参加する者でないこと。

(8) 企業の従業員の処遇改善に関する支援業務及び使用者向けセミナーに関する業務等、これまでに本業務に類似した業務実績を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか１者以上がこの要件を満たすこと。

(9) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(10)社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(11)雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(12)労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

７　スケジュール及び企画コンペ参加方法

　以下のスケジュールに従い、期日までに必要書類を添えて参加申込・企画提案書等を提出すること。

(1) 企画コンペ実施説明会

　ア　日　時：令和６年５月24日（金）**午後３時30分～午後４時30分**

　イ　場　所：**県庁12階第２会議室**【那覇市泉崎１丁目２番２号】

　ウ　説明会参加申込受付

1. 申込方法：別添「説明会参加申込書」を「沖縄県商工労働部労働政策課」へＦＡＸまたは電子メールで送付してください。

　　　※電子メールで送付の場合、件名を「【企業名\_説明会参加申込】Ｒ５年度非正規労働者処遇改善事業」とすること。

　　　　ＦＡＸ：098-866-2355

　　　　E-mail：aa058009@pref.okinawa.lg.jp

　（ｲ）申込期限：令和６年５月16日（木）正午まで

　エ　参加人数は、１法人につき２名までとする。

　　　※説明会への参加は企画コンペの参加申込要件ではない。

(2) 質問の受付及び回答

　説明会終了後、企画コンペに関する質問がある場合には、別添「質問票」に記入のうえ、ＦＡＸまたは電子メールで送付してください。

※電子メールで送付の場合、件名を「【企業名\_質問】令和６年度非正規労働者処遇改善事業」とすること。

　　　　ＦＡＸ：098-866-2355

　　　　E-mail：aa058009@pref.okinawa.lg.jp

　ア　受付期間：令和６年５月27日（月）午前12時まで

イ　回答方法：沖縄県商工労働部労働政策課ホームページへの掲載により、まとめて回答を行う。回答日は令和６年５月28日（火）を予定

(3) 企画コンペ参加申込書及び企画提案書等の提出

　企画提案書等の内容は、令和６年度「非正規労働者処遇改善事業」業務委託企画提案仕様書に基づき作成の上、以下のとおり提出すること。

　ア　提出期限：令和６年６月５日（水）午後５時必着

　イ　提出書類：

　　(ｱ) 【様式１】企画コンペ参加申請書・・１部

　　(ｲ)　【様式２】法人等概要・・・・・・・１部

　　(ｳ)　【様式３】業務実績・・・・・・・・１部

　　(ｴ)　貸借対照表（直近３期分）・・・・・１部

　　(ｵ)　損益計算書（直近３期分）・・・・・１部

　　(ｶ)　コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）・・・１部

　　(ｷ)　別紙「誓約書」・・・・・・・・・・１部

　 （ｸ） 企画提案書　　・・・・・・・・・・７部

　　　（任意様式。Ａ４版30ページ以内（表紙含む。片面印刷）、長辺綴り）

　 （ｹ） 実施体制（任意様式）・・・・・・・７部

　 （ｺ） 実施スケジュール（任意様式）・・・７部

　 （ｻ） 【様式４】経費見積書・・・・・・・７部

※上記（ｳ）については、「６．参加資格」の（８）の内容が確認できるものとすること。

※コンソーシアムの場合、上記(ｲ)～(ｵ)、(ｷ)は構成員ごとに提出すること。

※上記（ｶ）のコンソーシアム協定書は、当課が提示したひな型を使用することとし、必要に応じて条項を追加することは構わないが、条項を削除することは原則として認めない。

※上記（ｷ）の誓約書には別添「参加資格要件確認書類」に記載の書類を添付すること。

ウ　提出方法：上記イに掲げる提出書類は、(ｱ)～(ｷ)の順番に１セット、(ｸ)～(ｻ)の順番に７セットとして編綴し、ホッチギス等で綴り、インデックスをつけてアの期限までに、下記エに持参若しくは郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに確実に届くようにすること。

　エ　提出場所：沖縄県商工労働部労働政策課労政企画班

　　　　　　　　〒900-8570　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁８階

８　企画提案書の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

　労働政策課において、参加要件、企画提案の内容等について書面審査を行ったうえで、上位数者を選定する。選定された提案者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった提案者に対しては、結果のみを通知する。結果の通知は、電子メール及び書面で行う。（コンソーシアムの場合は管理法人あて）

　　　※結果通知日：令和６年６月６日（木）頃を予定

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

　委託業者選定要領に定める選定委員会において、第一次審査で選定された提案者のプレゼンテーション、企画提案書、事業実績、実施体制、経費、質疑応答等の内容について審査し最も優れた提案者を決定する。

 　　※参加状況により書類審査を実施する場合がある。

　ア　日時：令和６年６月12日（水）午前10時以降（予定）

イ　会場：沖縄県庁会議室

ウ　審査会場への入場者は１応募者につき３名以内とする。

エ　審査員が理解しやすいように、提出した企画提案書等を用いて、簡潔な説明に努めること。ＰＣ及びプロジェクターの使用は認めない。

オ　プレゼンテーションの時間枠については、第一次審査結果と同時に通知　する。１者あたり説明時間15分程度、質疑応答時間15分程度を想定しているが、審査件数によって変動する。

カ　第二次審査の結果の通知は、沖縄振興特別推進交付金の交付決定がなさ　れた後、電子メール及び書面で行う。（コンソーシアムの場合は管理法人あて）

キ　審査における評価の内容、経過等の問い合わせには応じない。

ク　選定委員会により選定した者が辞退した場合、又は県との委託契約に関　する協議が整わなかった場合には、次点の者を繰り上げて、選定できるものとする。

９　その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

　ア　提出期限を過ぎて、提出書類が出された場合

　イ　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

　ウ　本要領に違反すると認められる場合

　エ　審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

　オ　その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 書類提出にあたり、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、参加者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等については返却しない。

(5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第２項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部労働政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

10　問い合わせ先

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁８階

沖縄県商工労働部労働政策課（代表）

電話：098-866-2366　FAX：098-866-2355

E-mail：aa058009@pref.okinawa.lg.jp

※契約保証金について　【沖縄県財務規則（抜粋）】

第101条　令第167条の16第１項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

２　前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、

 　　その全部又は一部の納付を免除することができる。

 (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結 したとき。

 (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

 (3) 令第167条の５及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

 (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

 (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

 (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。